

## 現行の健康保険証から『マイナ保険証』への移行について

### マイナ保険証とは

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することです。  
 今年、2024年12月2日に現行の健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！  
 政府広報によるとすでにマイナンバーカード保有者の約8割が、マイナ保険証として利用登録を完了していますが、いよいよ、今年の9月以降、本格運用がスタートします。新たな書類「資格情報のお知らせ」が事業所へ送付されたり、現行の保険証の取り扱いが変更になるため、ご担当者が知っておくべきポイントをまとめました。  
 <注>下記は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の内容です。健康保険組合については、内容が異なる可能性があります。

### 今後のスケジュール

#### ◆ 2024年9月以降

事業所に届く「**資格情報のお知らせ**」を全従業員（加入者）へ配布

#### ◆ 2024年12月2日以降

- ・「健康保険証」新規発行は、廃止  
→入社資格取得の際には、「**資格情報のお知らせ**」を交付
- ・「マイナ保険証」を所持しない方への「**資格確認書**」の発行開始

「**資格情報のお知らせ**」とは？  
 マイナンバーカードには従来の保険証に記載されている記号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請等に活用することを目的に、すべての加入者に対して個人単位で発行します。

「**資格確認書**」とは？  
 マイナンバーカードをもっていない、マイナ利用登録をしていない方については、資格確認書の発行を受けることで保険診療を受けることができます。

### 2024年12月2日以降の、入社時の「資格取得届等」の手続きの流れはどうなる？

従業員様の入社するときなどに提出が必要となる「資格取得届」や「被扶養者異動届」のお手続き方法は、これまでと変更ありません。ただし、保険証は発行されず、今後は代わりに「**資格情報のお知らせ**」が交付されます。

### 現行の健康保険証の取り扱いについて

従来の健康保険証は、2024年12月2日以降は発行されませんが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限りは、2025年12月1日まで使用できます。

- ・ 2025年12月1日まで退職等で使用できなくなった保険証は、従来通り回収が必要です。
- ・ 2025年12月2日以降は、使用不可です（自己破棄）



### 法改正情報 ご案内

■**全国の最低賃金、平均51円の引き上げ**  
 2024年8月29日、厚生労働省は、全国の最低賃金を平均51円引き上げることを決定。これにより、全国の最低賃金平均は**1,055円**となり、過去最大の引き上げ幅となります。  
 2024年10月1日から各地で順次適用されます（東京都は、1,113円から1,163円に引き上がり、2024年10月1日から適用）

■**【2024年10月以降】社会保険適用の拡大**  
 パートやアルバイトなど、短時間労働者に対する社会保険の適用基準が変更となります

特定適用事業所の対象拡大  
 被保険者数101人以上  
 →《2024年10月から》51人以上の事業所  
 該当する事業所には、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が届きます（令和6年9月上旬）

### 編集後記

朝霧高原にて、至近距離で富士山を見てきました。裾野まで広がる雄大な、美しい形は何時間でも見ていられます。当日は不安定な天気の中、数分ごとに変わる雲の様子、ゲリラ豪雨、晴れたと思ったら強い雨、山の天気予報は当てにならないことを改めて痛感しました。色々な富士山の姿を目にしましたが、中でも紫・赤・オレンジ、と刻々と変化する空色で、朝焼けにたたく富士山の姿は格別でした！

発行：社会保険労務士法人 MR/パートナーズ むさしの労政  
 武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F  
 ★バックナンバーはHPでも見ることができます  
<http://www.rousei.com>

